

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成31年1月10日(2019.1.10)

【公開番号】特開2018-170301(P2018-170301A)

【公開日】平成30年11月1日(2018.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-042

【出願番号】特願2018-150458(P2018-150458)

【国際特許分類】

H 01 R 25/00 (2006.01)

H 01 R 13/73 (2006.01)

【F I】

H 01 R 25/00 H

H 01 R 13/73 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月22日(2018.11.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面に開口面を有するボディと、

前記ボディの前記開口面を覆うように前記ボディに組み合わされるカバーと、

前記ボディと前記カバーとを結合する組立枠と、を備え、

前記カバーは、幅方向の両端から突出する第1突部を有し、

前記ボディは、前記幅方向の両端から突出する第2突部を有し、

前記組立枠は、前記第1突部に前方から接触する第1辺部と、前記第2突部に後方から接觸する第2辺部と、を有しており、

前記第1辺部と前記第2辺部とは前記幅方向にずれて配置され、

前記組立枠は、前記第1辺部と前記第2辺部との間に前記第1突部及び前記第2突部を挟む

配線器具。

【請求項2】

前記組立枠は、前記第1辺部と前記第2辺部とを連結する連結辺部を更に有し、

前記カバーは、前記幅方向の一端面上に前後方向に沿った組立溝を更に有し、

前記連結辺部は前記組立溝に嵌るように構成されている

請求項1に記載の配線器具。

【請求項3】

前記組立枠は、前記幅方向における前記ボディ及び前記カバーとの対向面から突出する脚片を更に有し、

前記脚片の先端部には、前記ボディと前記カバーとの少なくとも一方に引っ掛かる引掛爪が形成されている

請求項1又は2に記載の配線器具。

【請求項4】

前記第1突部、前記第2突部、及び前記組立枠からなる結合構造は、前記ボディ及び前記カバーの前記幅方向の両側に少なくとも一対設けられている

請求項1～3のいずれか1項に記載の配線器具。

**【請求項 5】**

前記組立枠は、前記第1辺部と前記第2辺部とを連結する連結辺部を更に有し、  
前記連結辺部は、上下方向に並ぶ3本の桟部を有し、  
前記第1突部は、前記3本の桟部のうち中央の桟部にて前記上下方向に分離された一対  
の第1突起を有し、  
前記第2突部は、前記3本の桟部のうち中央の桟部にて前記上下方向に分離された一対  
の第2突起を有する

請求項1～4のいずれか1項に記載の配線器具。

**【請求項 6】**

前記組立枠は、前記第1突部の先端面と突き合わされる側壁を更に有する  
請求項1～5のいずれか1項に記載の配線器具。

**【請求項 7】**

前記組立枠は、前記第1突部に対して後方から接触する補助リブを更に有する  
請求項1～6のいずれか1項に記載の配線器具。

**【請求項 8】**

請求項1～7のいずれか1項に記載の配線器具に前記組立枠として用いられる  
組立部材。

**【請求項 9】**

請求項1～7のいずれか1項に記載の配線器具の一部であつて、  
前記組立枠によって互いに結合される前記ボディ及び前記カバーを備える  
器具本体。

**【手続補正2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0007】**

本発明の一態様に係る配線器具は、ボディと、カバーと、組立枠と、を備える。前記ボ  
ディは、前面に開口面を有する。前記カバーは、前記ボディの前記開口面を覆うように前  
記ボディに組み合わされる。前記組立枠は、前記ボディと前記カバーとを結合する。前記  
カバーは、幅方向の両端から突出する第1突部を有する。前記ボディは、前記幅方向の両  
端から突出する第2突部を有する。前記組立枠は、第1辺部と、第2辺部と、を有してい  
る。前記第1辺部は、前記第1突部に前方から接触する。前記第2辺部は、前記第2突部  
に後方から接触する。前記第1辺部と前記第2辺部とは前記幅方向にずれて配置され  
る。前記組立枠は、前記第1辺部と前記第2辺部との間に前記第1突部及び前記第2突部を挟む。